

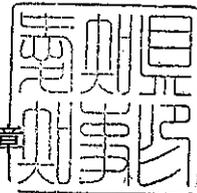


行政文書不開示決定通知書

3文芸第1390-2号
令和3年9月6日

田中 智之 様

愛知県知事 大村 秀 章



令和3年8月26日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおり開示しないこととしましたので、愛知県情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

<p>行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項</p>	<p>県民文化局文化部文化芸術課国際芸術祭推進室調整グループが管理する下記文書記 あいちトリエンナーレ2019における、あいちトリエンナーレ実行委員会の事務局に関し、 ・事務局員と実行委員会の労務供給契約の形態 ・各事務局員へ支払われた労務供給の対価の金額とその総額 を明らかにする文書</p>
<p>開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由</p>	<p>愛知県情報公開条例第11条第2項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当 開示請求に係る行政文書を作成又は取得していないため。</p>
<p>担当課等</p>	<p>県民文化局文化部文化芸術課 国際芸術祭推進室調整グループ 電話 052-971-6111</p>

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県知事となります。）。
- 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県知事となります。）。



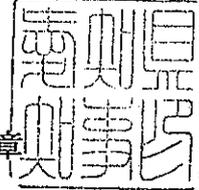
行政文書不開示決定通知書

3文芸第1394号

令和3年9月8日

田中 智之 様

愛知県知事 大村 秀 章



令和3年8月29日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおり開示しないこととしましたので、愛知県情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

<p>行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項</p>	<p>県民文化局文化部が管理する下記文書記 あいちトリエンナーレ2019では、県民文化局長、文化部長、トリエンナーレ推進室長、トリエンナーレ推進室主幹等の職員が、あいちトリエンナーレ実行委員会の構成員を兼務している。地方自治法35条の職務専念義務の特例として、法令上の根拠に基づいて職務専念義務の一部免除を受けていること、その法的根拠、並びに免除を受けている範囲を明らかにする文書</p>
<p>開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由</p>	<p>愛知県情報公開条例第11条第2項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当開示請求に係る行政文書を作成又は取得していないため。</p>
<p>担当課等</p>	<p>県民文化局文化部文化芸術課 国際芸術祭推進室調整グループ 電話 052-971-6111</p>

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県知事となります。）。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県知事となります。）。

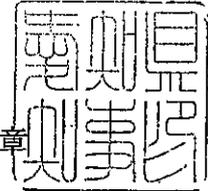


行政文書不開示決定通知書

3文芸第1590号
令和3年10月8日

田中 智之 様

愛知県知事 大村 秀 章



令和3年9月29日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおり開示しないこととしましたので、愛知県情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足る事項	県民文化局文化部が管理する下記文書記 あいちトリエンナーレ2019では、県民文化局長、文化部長、トリエンナーレ推進室長、トリエンナーレ推進室主幹等の職員が、あいちトリエンナーレ実行委員会の構成員を兼務している。地方公務員法35条の職務専念義務の特例として、法令上の根拠に基づいて職務専念義務の一部免除を受けていること、その法的根拠、並びに免除を受けている範囲を明らかにする文書
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	愛知県情報公開条例第11条第2項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当 開示請求に係る行政文書を作成又は取得していないため。
担当課等	県民文化局文化部文化芸術課 国際芸術祭推進室調整グループ 電話 052-971-6111

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県知事となります。）。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県知事となります。）。

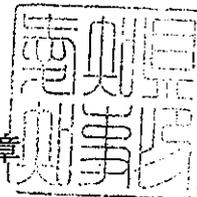


行政文書不開示決定通知書

3文芸第1932号
令和3年12月2日

田中 智之 様

愛知県知事 大村 秀 章



令和3年11月24日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおり開示しないこととしましたので、愛知県情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項	令和3年4月1日から同月30日までの間に、愛知県職員服務規程18条1項1号に基づき兼職承認申請書を提出している国際芸術祭推進室所属の愛知県職員につき、同職員が知事に提出した兼職承認申請書と、知事はその職員の兼職を承認していることを証する文書（職員全員の分）
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	愛知県情報公開条例第11条第2項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当 開示請求に係る行政文書を作成又は取得していないため。
担当課等	県民文化局文化部文化芸術課 国際芸術祭推進室調整グループ 電話 052-971-6111

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県知事となります。）。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県知事となります。）。

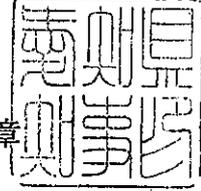


行政文書不開示決定通知書

3文芸第1933号
令和3年12月2日

田中 智之 様

愛知県知事 大村 秀章



令和3年11月24日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおり開示しないこととしましたので、愛知県情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項	令和3年4月1日から同月30日までの間に、愛知県職員服務規程18条1項3号に基づき国際芸術祭推進室所属の愛知県職員が提出する兼職の承認ないし職務免除に関する手続文書（職員全員の分）
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	愛知県情報公開条例第11条第2項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当 開示請求に係る行政文書を作成又は取得していないため。
担当課等	県民文化局文化部文化芸術課 国際芸術祭推進室調整グループ 電話 052-971-6111

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県知事となります。）。
- 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県知事となります。）。

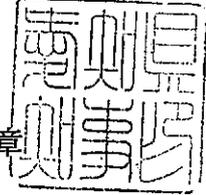


行政文書不開示決定通知書

3文芸第1932号
令和3年12月2日

田中 智之 様

愛知県知事 大村 秀章



令和3年11月24日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおり開示しないこととしましたので、愛知県情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項	令和3年4月1日から同月30日までの間に、愛知県職員服務規程18条1項1号に基づき兼職承認申請書を提出している国際芸術祭推進室所属の愛知県職員につき、同職員が知事に提出した兼職承認申請書と、知事はその職員の兼職を承認していることを証する文書（職員全員の分）
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	愛知県情報公開条例第11条第2項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当 開示請求に係る行政文書を作成又は取得していないため。
担当課等	県民文化局文化部文化芸術課 国際芸術祭推進室調整グループ 電話 052-971-6111

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県知事となります。）。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県知事となります。）。



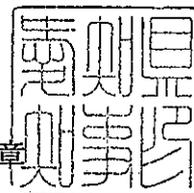
行政文書不開示決定通知書

3文芸第1268号

令和3年8月23日

田中 智之 様

愛知県知事 大村 秀 章



令和3年8月8日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおり開示しないこととしましたので、愛知県情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

<p>行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項</p>	<p>県民文化局文化部文化芸術課国際芸術祭推進室調整グループが管理する下記文書記 2019年度のあいちトリエンナーレ実行委員会での職務に従事した、愛知県から出向ないし派遣された職員について、雇用上の身分を説明した文書。出向契約書等があるのであれば、その契約書のひな型。</p>
<p>開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由</p>	<p>愛知県情報公開条例第11条第2項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当 開示請求に係る行政文書を作成又は取得していないため。</p>
<p>担 当 課 等</p>	<p>県民文化局文化部文化芸術課 国際芸術祭推進室調整グループ 電話 052-971-6111</p>

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県知事となります。）。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県知事となります。）。